

監 第 6 1 号
令和 8 年 8 月 24 日

松江市長 上 定 昭 仁 様

松江市監査委員 三 島 康 夫
松江市監査委員 宮 内 浩 二
松江市監査委員 米 田 ときこ

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行ったので、意見を提出します。

令和 7 年 度

健全化判断比率等審査意見書

松江市監査委員

令和7年度 健全化判断比率等審査意見書

第1 審査の対象

令和7年度決算に基づく健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和8年7月10日から令和8年7月31日まで

第3 審査の方法

松江市監査基準に準拠し、市長から送付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に従い適正に作成されているか、計数が正確に表示されているかを、関係諸帳簿、証憑書類により調査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に従い適正に作成されており、計数も正確であると認めた。

健全化判断比率

(単位: %)

区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	8.5	8.9	9.5	25.0	35.0
将来負担比率	74.8	60.7	63.3	350.0	

(注) 実質収支または連結実質収支が黒字の場合、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示される。

(注) 実質公債費比率は、3か年平均値

(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、令和7年度の各健全化判断比率に対するもの。

※ 実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合

※ 連結実質赤字比率は、全会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合

※ 実質公債費比率は、一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合

※ 将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

第5 審査意見

前年度に比較して、実質公債費比率は0.4ポイント改善し、将来負担比率は14.1ポイント高くなっている。

いずれも早期健全化基準を下回ってはいるものの、中核市の中では依然高い比率であるため、引き続き健全な財政運営に努められたい。

令和 7 年度 資金不足比率等審査意見書

第 1 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく公営企業会計ごとの資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 8 年 7 月 10 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

第 3 審査の方法

松江市監査基準に準拠し、市長から送付された資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に従い適正に作成されているか、計数が正確に表示されているかを、関係諸帳簿、証憑書類により調査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された令和 7 年度決算に基づく公営企業会計ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に従い適正に作成されており、計数も正確であると認めた。

資金不足比率

(単位：%)

区 分		令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化 基 準
地方公営 企 業 法 適 用	水道事業会計	—	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	—	
	ガス事業会計	—	—	—	
	交通事業会計	—	—	—	
	病院事業会計	—	—	—	
地方公営企 業法非適用	企業団地事業特別会計	—	—	—	20.0

(注) 資金不足が生じていない場合は、資金不足比率は「—」で表示される。

※ 資金不足比率は、資金不足額が事業規模に占める割合

第 5 審査意見

資金不足を生じている会計はないものの、経営状況の更なる改善に向けて引き続き取り組まれない。